

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第2区分

【発行日】平成26年5月8日(2014.5.8)

【公表番号】特表2013-523633(P2013-523633A)

【公表日】平成25年6月17日(2013.6.17)

【年通号数】公開・登録公報2013-031

【出願番号】特願2013-501249(P2013-501249)

【国際特許分類】

C 07 D 301/02 (2006.01)

C 07 D 301/12 (2006.01)

C 07 D 303/04 (2006.01)

B 01 J 29/89 (2006.01)

B 01 J 37/06 (2006.01)

C 07 B 61/00 (2006.01)

【F I】

C 07 D 301/02

C 07 D 301/12

C 07 D 303/04

B 01 J 29/89 Z

B 01 J 37/06

C 07 B 61/00 300

【手続補正書】

【提出日】平成26年3月20日(2014.3.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

前処理された触媒の存在下でプロピレンを酸化剤によりエポキシ化することを含むプロピレンオキシドの製造方法であって、当該方法に溶媒としてメタノールは加えられず、前記前処理された触媒が、前処理されたチタン含有ゼオライト触媒を含む活性化触媒を含み、前記前処理されたチタン含有ゼオライト触媒はプロピレンのエポキシ化反応において使用される前に、メタノールにより前処理され、65未満の温度で空気乾燥されたものである、プロピレンオキシドの製造方法。

【請求項2】

前記前処理されたチタン含有ゼオライト触媒が、MFI構造を有する活性化されたチタンシリカライト触媒(TS-1触媒)を含む、請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記前処理されたチタン含有ゼオライト触媒が、メタノールにより前処理され、65未満の温度で空気乾燥されたものであり、前記前処理されたチタン含有ゼオライト触媒においてチタンの50%~200%がメタノールと化学的に結合している、請求項1又は2に記載の方法。

【請求項4】

メタノールによる前処理が、メタノール(MeOH)とTS-1触媒とのモル比0.1:1~100:1でメタノールを使用して行われる、請求項1~3のいずれか一項に記載の方法。

【請求項 5】

前記前処理された触媒が過剰のメタノールから分離された固体活性化触媒の形態にあり、前記前処理された触媒がプロピレンのエポキシ化反応においてその反応性を保つ、請求項1～4のいずれか一項に記載の方法。

【請求項 6】

前記酸化剤が過酸化物化合物を含む、請求項1～5のいずれか一項に記載の方法。

【請求項 7】

前記酸化物が過酸化水素を含む、請求項1～5のいずれか一項に記載の方法。

【請求項 8】

前記前処理が60未満の温度でメタノールをTS-1触媒に接触させる工程と、メタノールと接触したTS-1触媒を65未満の温度で空気乾燥させる工程を含む、請求項1～7のいずれか一項に記載の方法。

【請求項 9】

前記接触が、0～60の温度で実施される、請求項8に記載の方法。

【請求項 10】

前記接触が、1分間～24時間の時間で実施される、請求項8又は9に記載の方法。